平成25年度補正予算エコタイヤ導入補助金(2次募集) 交付要綱

平成26年5月8日制定公益社団法人 広島県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、平成25年度国土交通省補正予算「低公害車普及促進対策費補助金(トラック輸送の省エネ対策の推進)」にあわせて、公益社団法人広島県トラック協会(以下「協会」という。)が、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者 (以下、「一般貨物自動車運送事業者等」という。)が行うエコタイヤの導入の取組みに要する経費の一部を補助することにより、一般貨物自動車運送事業者等の経営の構造的な改善を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、5両以上30両以下の事業用貨物自動車を保有する一般貨物 自動車運送事業者等であって、当該事業者所有の事業用貨物自動車に取り付けるた め、新規にエコタイヤを購入した協会会員事業者(以下、「事業者」という。)とす る。

(補助金の交付額等)

- 第3条 補助率、補助金の上限額及び補助対象経費は、別表1のとおりとする。
 - 2 消費税は、助成の対象外とする。

(補助対象品目等)

- 第4条 補助対象となるエコタイヤは、公益社団法人全日本トラック協会が定める別表2 のとおりとする。
 - 2 補助対象となるエコタイヤは、以下の各号の全てに該当するものでなければなら ない。
 - (1) 導入するエコタイヤが、平成25年12月12日から平成26年6月6日まで に導入するものであること。
 - (2) 車両総重量12トン超の事業用貨物自動車(新車を除く)のタイヤ全てに、導入するエコタイヤを装着するものであること。
 - (3) エコタイヤを導入する事業者と当該エコタイヤを装着するトラックの所有者名 又は使用者名が、自動車検査証上で一致していること。

(交付申請)

- 第5条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申 請書兼実績報告書(以下、「申請書」という。)を、平成26年6月6日までに協 会に正本1部、副本1部の計2部を提出しなければならない。(原則として協会本 部へ持参して直接提出すること。)
 - 2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。
 - 3 予算額に達した場合は、申請受付を締め切る。

(交付決定)

- 第6条 協会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る 書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式第 2による補助金交付決定及び額の確定通知書により事業者に通知する。
 - 2 協会は、審査の結果、補助金を交付すべきものでないものと認めたときは、様式 第3による補助金不交付通知書により事業者に通知する。
 - 3 協会は、第1項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(補助金の請求)

第7条 事業者は、前条第1項に定める補助金交付決定及び額の確定通知を受けて補助金 の交付を受けようとするときは、速やかに様式第4による補助金交付請求書(以下、 「請求書」という。)を協会に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 協会は、前条の請求書の提出があったときは、事業者に対して補助金を交付する。

(交付申請の取下げ)

第9条 交付決定後において、交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったとき は、事業者は、速やかに様式第5による補助金交付申請取下書を協会に提出しなけ ればならない。

(補助金の返還等とタイヤの処分の制限)

- 第 10 条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入したタイヤ を管理しなければならない。
 - 2 事業者又は導入したタイヤが、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は当該タイヤに係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 ただし、当該タイヤの摩耗状況等からみてやむを得ない場合を除き、購入の日から 1年を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。
 - (1) 補助金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
 - (2) 事故又は火災等により当該タイヤが使用できなくなったとき。
 - (3) 差し押さえ又は競売等により当該タイヤが使用できなくなったとき。
 - (4) 事業者が協会を退会又は除名されたとき。
 - (5)「低公害車普及促進対策費補助金(トラック輸送の省エネ対策の推進)」の国庫補助金による補助が受けられなかったとき。
 - 3 協会は、前項の場合において補助金の交付の取り消し又は変更をしたときは、様式第6による補助金交付決定取消通知書により、速やかに事業者に通知するものとする。
 - 4 協会は、第2項の場合において、当該取消し等に係る補助金が、既に事業者へ交付されているときは、様式第7による補助金返還命令書により、速やかに事業者に対し期限を定めてその返還を命じることができる。

5 事業者は、導入したタイヤの摩耗状況等からみてやむを得ない場合を除き、1年 を経過するまでの期間は、対象タイヤを譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付 若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ様式第8によるタイヤ処分 承認申請書により申請し、協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

(附則)

本要綱は、平成26年5月8日より施行し、平成26年5月19日より適用する。

(別表1)補助率、補助金の上限額及び補助対象経費

	エコタイヤの導入事業
補助率	導入費用の1/4(注1)
補助金の上限額	1 台あたり 9 万円
補助対象経費	エコタイヤ導入費 (注1) (注2)
補助上限台数	1事業者あたり10台(注3)

- 注1. 補助額は1台毎に算出するものとし、算出された補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 注2. 補助対象経費にはタイヤ装着にかかる作業費用、工賃等は含まれない。
- 注3. 1次募集で補助金交付決定を受けた事業者においては、今回の申請と合わせて10 台を上限とする。